



大崎市監査委員告示第2号

措置状況の報告について

令和6年11月1日大崎市監査委員告示第16号で告示した監査の結果報告について、地方自治法第199条第14項の規定により指摘事項に係る措置状況の報告が提出されたので、下記のとおり公表する。

令和7年1月24日

大崎市監査委員 門脇 喜典

大崎市監査委員 伊藤 玲子

大崎市監査委員 伊勢 健一



記

1. 監査の種類等

財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項に規定する監査）

2. 対象団体の監査の概要

(1) 監査の実施期間等

令和6年9月3日（火）から同年9月6日（金）まで

(2) 監査の対象とした団体等

財政援助団体等名称	区分（指定管理施設等）
セントラルスポーツ株式会社	大崎市市民プール
公益財団法人 古川体育協会	大崎市古川総合体育館、大崎市古川武道館、大崎市古川屋内運動場
大崎市体育協会松山支部	大崎市松山B&G海洋センター、大崎市松山体育研修センター、大崎市松山野球場、大崎市松山運動場、大崎市松山テニスコート、大崎市松山体育館、大崎市松山相撲場、大崎市松山スポーツ広場
大崎市体育協会三本木支部	大崎市三本木総合体育館、大崎市三本木野球場、大崎市三本木相撲場



特定非営利活動法人 古川学人	吉野作造記念館
株式会社 池月道の駅	市の出資比率が25%以上の団体 大崎市あ・ら・伊達な道の駅地域振興施設

(4) 指定管理の所管部署
市民協働推進部行政管理課

(3) 監査の結果と措置状況
別紙措置状況報告書のとおり

写

大崎行第305号
令和7年1月9日

大崎市監査委員 様

大崎市長 伊藤康志



令和6年度財政援助団体等に対する監査における指摘事項について

令和6年11月18日付け大崎監第139号で通知のありました標記の件について措置状況を別紙のとおり報告いたします。



担当：市民協働推進部行政管理課
課長補佐 千田貴憲
内線：6042

写

様式第6号（第7条関係）

措置状況の報告書

監査の種類：財政援助団体等に対する監査

監査対象部局名：市民協働推進部 行政管理課

1 指摘事項 指定管理施設内の自動販売機の取扱いについて（市民協働推進部 行政管理課）

指定管理施設内の自動販売機の設置申請者や経理上の取扱いが、地域や施設によってまったく異なる状態となっている。指定管理者が旧来から独自に設置しているもの、指定管理自主事業として設置しているもの、第三者が目的外使用許可を得て設置しているもの等があるほか、土地建物使用料及び電気料の取扱いも異なっており、市担当部署ごとの解釈に差異があることが原因と考えられる。市への歳入のほか、指定管理料の算定にも影響があるため、指定管理施設に設置している自動販売機の取扱いについて現状を確認し、再度検証すること。

2 1に至った要因及び分析

指定管理施設内の自動販売機につきましては、基本協定において本業務または自主事業により取扱いができることを規定しています。しかしながら、ご指摘の通り制度運用以前からの取扱いが踏襲されていたり、制度の周知不足、さらに担当部署ごとに解釈の差異があることなどが要因と考えております。

3 1に対する具体的な措置の内容

現在、自動販売機の設置根拠や料金の取扱いなどを把握するため、令和6年12月26日付け大崎行第370号にて施設所管課に対して調査を行っております。

施設には産業・観光系、集会所系など様々な形態があることや、他自治体の事例からも画一的な取扱いは馴染まないことが想定されますが、調査結果を踏まえて適切な運用に向けて検証をいたします。